

#### 質問（16条関連）

『4) 引張鉄筋の付着長さは原則として 300mm を下回ってはならない。』の規定ですが、小庇の片持ちスラブ・短い片持ち梁・柱面からの出寸法が短いフーチング基礎など、鉄筋長が 300mm を下回る部材があります。応力度も小さく、付着応力度の検討は(16.1) (16.3) 式を十分満足していても、但し書きが無い為、構造規定を設計者判断で無視することになります。規準内に「但し、鉄筋長が 300mm に満たない鉄筋の場合を除く。」等を明記できないでしょうか。

(匿名希望)

#### 回答

p.227 の 16 条解説 1. (4) iv) に「曲げ材の引張鉄筋の付着長さは 300mm を下回らないものとし、本条 1 項 (3) に従って付着検定を行う。」とあり、また本条 1 項 (1) には「曲げ材の引張鉄筋ではスパン内において付着応力度の算定を行い、本条 1 項 (3) によって・・・」とありますように、ご質問の規定は曲げ材の引張鉄筋のスパン内の付着長さに係るものです。ご質問の部材がそれに該当するかは設計者が判断ください。なお、庇の片持ちスラブ・短い片持ち梁・柱面からの出寸法が短いフーチング基礎などの曲げ補強材については、本条解説 1. (4) i) の p.226 の 4 行目からの内容に従ってください。この場合も、曲げ材の引張鉄筋であれば、原則として付着長さを 300mm 以上としてください。